

第 6 章 科目等履修生，委託生及び研究生

第 31 条 削除

第 32 条 削除

第 33 条 削除

第 34 条 削除

第 35 条 本大学の学生以外の者が，学部の開設する授業科目中の 1 科目又は数科目の履修を希望するときは，各学部において学生の学修に妨げのない限り選考のうえ科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の取扱いは，別に定める。

第 36 条 削除

第 37 条 削除

第 38 条 削除

第 39 条 官公庁，法人又は外国政府より委託せられた学生を委託生とする。

2 委託生の取扱いは，科目等履修生に準ずる。

第 39 条の 2 本大学において，特定の事項について研究しようとする者があるときは選考のうえ，研究生として許可することができる。

2 研究生として許可する者は，大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究生の取扱いについては，別に定める。

第 40 条 科目等履修生，委託生及び研究生に関して本章各条に規定しない事項については，神奈川大学学則を準用する。ただし，第 3 章中第 14 条及び第 15 条は適用しない。